自然災害、感染症等への対応（R４年）

**【地震発生時の措置】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 大地震（震度５弱以上）が発生 | |
| 始業前の場合 | 臨時休校 |
| 授業中の場合 | 授業中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる） |
| 放課後の場合 | 部活動等中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる） |
| ２ | 震度５弱未満の地震が発生の場合 | |
| 学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうか  判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。 | |

　※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡による。

**【気象警報発表時の措置】**

茨木市に【特別警報】または『暴風警報』が発表された場合、下記の措置をとります。

※【特別警報】または『暴風警報』が発表されていない状況で、他の警報（「大雨警報」

や「洪水警報」等）が発表されていても、通常通りの登校になります。また、「**校区内**

**の地域」に「避難指示（緊急）」が発令された場合も**下記の措置をとります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 午前７時の時点での警報発表の場合 | 自宅待機 |
| ２ | 午前９時までに警報解除の場合 | 解除された時点での登校 |
| ３ | 午前９時に警報が解除されていない場合 | 臨時休校 |

※登校後に、【特別警報】または『暴風警報』が発表された場合は、原則としてその時点で

下校となります。

　※緊急時の措置については、ＰＴＡ実行委員会・地区委員会・学級委員会のみなさま方の

　　ご協力をお願いする場合もあります。やむを得ずご迷惑をおかけすることもありますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

　※午前７時の時点で【特別警報】または『暴風警報』が発表されている場合、午前９時迄に

警報が解除されて登校することになっても、当日の「ランチ給食」の提供はありません。（申し込まれていた方の分は、教育委員会で自動的にキャンセルします。）

**【出席停止について】**

　学校保健安全法により『学校において予防すべき感染症』として定められた病気があり、それらの病気になって学校を休む時は『出席停止』になり、欠席の扱いにはなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 病名 | 出席停止期間の基準 |
| インフルエンザ | 発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱後３日を経過するまで |
| 風疹（３日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺等の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで |
| 流行性角結膜炎（はやり目） | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 咽頭結膜炎（プール熱） | 病状が消失した後２日を経過するまで |
| その他の病気 | 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、  手足口病、とびひ、百日咳、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症など |

※病気が治ったら、医師の指示に従って登校してください。診断書の提出は必要ありません。登校後に学校からお渡しする「登校届」に保護者が記入・提出してください。

